

# 平成28年第4回定例会会議録（第6号）

平成28年12月20日

## ○出席議員（23名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
4番	小野正明君	5番	森大輔君
6番	三重忠昭君	7番	野上泰生君
8番	森山義治君	9番	穴井宏二君
10番	加藤信康君	11番	荒金卓雄君
12番	松川章三君	13番	萩野忠好君
14番	市原隆生君	15番	国実久夫君
16番	黒木愛一郎君	17番	平野文活君
18番	松川峰生君	19番	野口哲男君
20番	堀本博行君	21番	山本一成君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

## ○欠席議員（2名）

3番	安部一郎君	22番	三ヶ尻正友君
----	-------	-----	--------

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	豊永健司君
企画部長	工藤将之君	建設部長	狩野俊之君
ONSENツーリズム部長	伊藤慶典君	生活環境部長	釜堀秀樹君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君	総務部参事	伊藤守君
ONSENツーリズム部参事	松永徹君	ONSENツーリズム部参事	永井正之君
教育参事	湊博秋君	水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君
総務課長	月輪利生君	政策推進課長	本田明彦君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
主査	安藤尚子	主査	佐保博士
主査	佐藤英幸	主査	波多野博
主事	橋本寛子	速記者	桐生正子

○議事日程表（第6号）

平成28年12月20日（火曜日）午前10時開議

第1 議第122号の議案の撤回及び議第98号の補正予算の訂正について

第2 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決

第3 報告第15号 市長専決処分について

第4 別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

第5 議員提出議案第12号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

議員提出議案第13号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

第6 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、別府市議会会議規則第 19 条第 1 項の規定により、議第 122 号の議案の撤回及び議第 98 号の補正予算の訂正についてを議題といたします。

市長から、本件についての説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま議題となりました議案の撤回及び訂正について、その理由を御説明申し上げます。

平成 28 年 12 月 7 日に提出しました議案について、指定しようとする団体から、過去に地獄蒸し工房鉄輪の指定管理者として市に提出された事業報告書に事実と異なる記載があることが判明したため、議第 98 号平成 28 年度一般会計補正予算（第 7 号）地獄蒸し工房鉄輪関係部分の訂正及び議第 122 号指定管理者の指定についての撤回について、別府市議会会議規則第 19 条第 1 項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、説明は終わりました。

本件について質疑のある方は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 討論なしと認めます。よって、以上で討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。上程中の議第 122 号の撤回及び議第 98 号の補正予算の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定をいたしました。

次に、日程第 2 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告願います。

（観光建設水道委員会副委員長・森 大輔君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（森 大輔君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光建設水道委員会は、去る 12 月 12 日の本会議において付託を受けました、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分外 9 件について、12 月 13 日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず初めに、競輪事業課関係部分では、議第 100 号平成 28 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）及び議第 114 号工事請負契約の締結について、当局から、ナイター競輪を開催するに当たり照明設備や監視カメラを設置するため、関係借上料を債務負担行為として計上すること、また、別府競輪場選手宿舎管理棟新築外工事に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、ナイター競輪開催に伴う増収益については、積極的に周辺対策の経費に充てるよう十分な計画を立てていくべきとの要望がなされ、当局からは、地元の意見を十分酌み取り、対応していきたいと答弁がなされました。

採決の結果、競輪事業課関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定したところでございます。

次に、観光課関係部分につきましては、議第 121 号指定管理者の指定について、「阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び神楽女駐車場」を一般財団法人別府市総合振興センターに行わせること、及び同施設の指定管理料を計上する議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）の債務負担行為補正について、当局から選定の経過にかかる説明等がなされました。

また、議第 112 号別府市駐車場の設置及び管理に関する条例及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、道路交通法の一部改正に伴う条例改正であることについて必要な説明を受けたことから、当局の説明を了とし、いずれの議案も全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。

次に、商工課関係部分では、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）において、竹産業のイノベーションに要する経費が、国から地方創生推進交付金の交付対象として認定されたことにより、所要の財源補正を行うものであること、また、議第 102 号平成 28 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）では、人事院勧告に準拠した給与改定等に伴う公設市場職員の人件費の補正について説明がなされました。

各議案については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、農林水産課関係部分の議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）では、ことし 9 月に発生をした台風 16 号により被災した農地及び水路の復旧に伴う経費等を計上する補正予算、また、議第 115 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについては、大分県が施工する県道別府一の宮線の災害防除工事に伴い、市有地を売却し、さらに当該箇所の旧慣を廃止するとの説明等がなされ、採決の結果、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり可決するものと決定したところでございます。

次に、農業委員会関係の議第 113 号別府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律など関係法令の改正により、農業委員会の委員の選出方法が変更されたことに伴い、現在 13 名の農業委員が、従前の農業委員 7 名と農地利用最適化推進委員 7 名に二分化をされ、これらの者の報酬額の見直しなどを行うための条例制定である旨の説明がなされました。

これに対し委員から、公募した農業委員の選考に評価委員会がかかわるようであるが、その委員の構成はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局から、評価委員会は、副市長や農業委員 OB、また県の地域振興局長などで組織をする予定であるとの答弁がなされた次第です。

採決の結果、全員異議なく可決いたしました。

次に、公園緑地課関係議案の議第 123 号指定管理者の指定については、鉄輪地獄地帯公園ドッグランについて、現在業務委託によりその管理運営を NPO 法人べっぷドッグラン協会に行わせていますが、当該法人の動物に関する専門的な知識や経験などを活用することで、サービスの向上を図ることができると判断し、非公募により指定するとの説明がなされました。

また、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）では、平成 28 年の熊本地震に伴い鶴見小学校下のチビッコ広場が被災をし、早期の公園利用を開始するため、東側及び北側一部の擁壁の改修工事を行うものである旨の説明がなされ、また、同補正予算の議第 123 号にかかる指定管理料について、債務負担行為の限度額を定める旨の説明がなされました。

これに対し委員から、毎年指定管理料の見直しは行うのかとの質疑がなされ、当局から、収益の改善を図るためにも毎年の収支を確認していくとの答弁がなされ、最終的に採決の

結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定をしたところでございます。

最後に、下水道課関係議案の議第 101 号平成 28 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）では、「別府市中央浄化センター運転管理業務委託」について、今年度末をもって委託契約が終了するため、新たに 5 年間締結するための債務負担行為を設定するものであると説明がなされ、また、予備費については、職員人件費の減額に伴い、歳出の調整のための補正予算である旨の説明がなされたために、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告でございます。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・平野文活君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（平野文活君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 12 月 12 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分外 8 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分についてであります。

社会福祉課関係では、国の補正予算に盛り込まれた「臨時福祉給付金（経済対策分）」の給付に必要な経費を「一億総活躍社会」実現の加速に向けて、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して予算計上しているとの説明がなされました。

次に、障害福祉課関係では、申請者の増加に伴い重度心身障害者医療助成や障害児通所支援、特別障害者手当等支給などに関する追加額を予算計上しているとの説明がなされました。

次に、児童家庭課関係では、平成 27 年度子ども・子育て支援交付金の清算に伴う国庫返戻金や、本年度から認可外保育施設から認可保育所に 3 園移行し、保育定員が増加したことに伴う保育園運営費負担金の増額、また、国及び県の制度改正による多子世帯の保育料の負担軽減の拡充により、私立の認可保育所における保護者が負担する保育料が減額になったことに伴い、歳入としての保育料を減額補正しているとの説明がなされました。

高齢者福祉課関係では、介護従事者の確保及び離職の防止に資することを目的として介護ロボットを導入する福祉施設への補助金などを、生涯学習課関係では、別府市コミュニティーセンターにある「芝居の湯」の給湯設備を改修するため、平成 28 年 2 月 1 日から 29 日まで休業したことによる指定管理者への休業補償費や、文化財に要する経費では、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての名僧雪村友梅を描いた肖像画で、本年 8 月に別府市の有形文化財に指定された「絹本着色雪村友梅像」を修復するための文化財修復委託料、鬼ノ岩屋古墳整備に要する経費では、4 月に発生しました地震に起因して毀損した、鬼ノ岩屋古墳羨道入り口の石積みの修復委託料を予算計上しているとの説明がなされました。

また、スポーツ健康課関係では、別府市中学校体育連盟補助金や、温水プールの循環ポンプや配管等の改修費の増額補正、さらに、実相寺多目的グラウンド整備工事の財源として地域活性化事業債を予定していたが、国土交通省の社会資本整備総合交付金と日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金が歳入として確保できたので、起債の減額を含め財源補正を行うとの説明がなされました。

委員からは、多額の財源を確保できたことは非常に大きな成果であるが、事業費と同時に計上することはできなかったのかとの質疑があり、当局からは、事業費計上後も他に有利な財源がないか検討していたところ追加募集があり、補助金等が内定されたので、財源

補正を行うこととしたとの説明がなされましたので、これを了といたしました。

別府商業高等学校関係では、4月の地震により体育館が使用できなくなっており、卒業式並びに閉校式をビーコンプラザのコンベンションホールにて実施するための会場使用料を予算計上しているとの説明がなされました。

採決におきましては、議第98号平成28年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第103号平成28年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

高齢者福祉課から、来年度に第7期介護保険事業計画を策定するに当たり、被保険者のニーズ等を調査するための費用を予算計上していることや、介護予防事業及び高額医療合算介護サービス給付事業などにおいて決算見込みとの差額について、増額・減額等の予算計上を行ったとの説明がなされました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、議第109号別府市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、別府商業高等学校を廃止することに伴い、関係条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第110号別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正については、雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の給付内容が変更され、あわせて国家公務員退職手当法の失業者の退職手当について定めた部分に所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第116号から議第120号の指定管理者の指定については、各種体育施設の指定管理について説明がなされました。

委員からは、指定管理業者の応募状況や選定理由などについてるる質疑がなされましたが、当局から、これまで直営や任意指定であったが、多数の業者が施設に興味を持ち、入札に参加したことで競争の原理が働き、経費の削減ができたとの答弁がなされました。

さらに委員からは、経費だけではなく、サービスの質の向上も指定管理制度の特色であるので、業者への通知・指導の実施について意見がなされた次第であります。

以上7議案についての採決におきましては、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会委員長・加藤信康君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（加藤信康君） 去る12月12日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました、議第98号平成28年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分外11件について、12月13日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について御報告いたします。

初めに、補正予算議案6件についてであります。

人件費関係では、議第98号の一般会計、及び議第99号から議第103号までの各特別会計について、当局より、人事院勧告等に準じた給料及び期末勤勉手当の引き上げによる増額、及び災害対応に伴う職員の時間外勤務手当支給、並びに人事異動や採用者の確定が行われ、その差額が生じることに加え、休職者や育児休業者等の減額部分などを整理した結果、各事業別の人件費に変更が生じたため補正、またこれに伴う一般会計からの繰入額の調整を行うものとの説明を受け、これを了といたしました。

また、一般会計の政策推進課関係部分では、歳入において、内閣府の地方創生推進交付金の2次分として認められた2事業分の交付金の受け入れ、歳出では、収支において歳入が歳出を超過したことにより、予算調整として別府市財政調整基金へ積み立てるとの説明がなされ、これを了とし、採決の結果、議第98号平成28年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分から、議第103号平成28年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分まで、以上6議案については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例改正議案6件についてであります。

まず、議第104号別府市役所事務分掌条例の一部改正についてであります。但し、当局より、1つ、別府市総合戦略等を着実に実行、2つ、現場の実情を踏まえて地域の課題を探求し、的確な政策を打ち出す「政策市役所」の実現、3つ、新たな行政課題の解決に果敢に取り組む、以上3点の体制づくりを行うための機構改革であり、現行の6部制から8部制とするとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの決定した次第であります。

次に、議第105号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、及び議第106号別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、人事院勧告に準じ、特別職等の期末手当の引き上げ、及び職員の給料月額・勤勉手当を引き上げるための条例改正であるとの当局説明があり、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議第107号別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、及び議第108号別府市税条例の一部改正について、並びに議第111号別府市国民健康保険税条例の一部改正について、以上3議案についても当局説明を妥当と認め、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（2番・竹内善浩君登壇）

○2番（竹内善浩君） 日本共産党として、また日本共産党議員団を代表して、議第113号農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてに反対しますので、ここで反対討論を行います。

今回の条例により、農業委員会の定数が、現行の13人から7人に減員され、農業委員会の機能は弱まります。また、現行制度は、13人のうち9人は農業者による選挙で選ばれており、これにより農業委員会は「農民の代表機関」として位置づけられてきました。公選制が任命制に変わることによって、この「農民の代表機関」という性格が大きく弱まることとなります。

このことと関連して、旧法の第1条にあった「農業委員会は、……農民の地位の向上に寄与する」という目的が削除されたことも重大です。さらに、旧法の第6条には、農業委員会の仕事として、「農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議」、これがかげやりましたが、これも削除されました。新しい農業委員会でも意見は出せるとのことですが、今回の法改正により法的な位置づけがなくなったことも、大きな問題の1つです。

今回の改正により、新しい農業委員会の目的、業務の中心は「農地利用の最適化」とさ

れ、農業委員会とは別に農地利用最適化推進委員会が新たに発足することになりました。「最適化」とは、担い手の農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などと説明されています。農業委員会は、こうして「農民の代表機関」ではなくなり、目的も「農民の地位の向上」から「農地利用の最適化」に矮小化されることとなります。

日本農業の衰退の原因は、際限のない農産物輸入自由化など農政の失敗にあります。私たち日本共産党は、農産物の自給率を高め、家族農業を基本にして、条件の悪い中山間地でも生活できる農業の再建を目指して奮闘する決意を表明して、ここに反対討論を終わります。(拍手)

○議長（堀本博行君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 113 号別府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてに対する委員長報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 109 号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。本件については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。

ただいまの出席議員数は 23 名であり、その 3 分の 2 は 16 名であります。

なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、御了承願います。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） ただいまの起立者数は 23 名であり、所定数に達しております。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

（除斥対象議員退場）

○議長（堀本博行君） 次に、議第 116 号指定管理者の指定についてから議第 118 号指定管理者の指定についてまで、及び議第 121 号指定管理者の指定について、以上 4 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 4 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

（除斥対象議員入場）

次に、議第 98 号平成 28 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）についてを採決いたします。

先ほど承認されました訂正部分を除く原案について採決をいたします。本件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 99 号平成 28 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から、議第 108 号別府市税条例の一部改正についてまで、議第 110 号別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正についてから、議第 115 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてまで、議第 119 号指定管理者の指定について、及び議第 120 号指定管理者の指定について、並びに議第 123 号指定管理者の指定について、以上 18 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 18 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 18 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 3 により、報告第 15 号市長専決処分についてが提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 15 号は、大雨による市道崩落事故の外 9 件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 4 により、別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、本市の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、お手元に配付しております選挙管理委員会委員長からの通知の写しのとおり、平成 28 年 12 月 25 日をもって満了いたしますので、地方自治法第 182 条の規定により、議会において選挙を行うものであります。

選挙をする人員は、選挙管理委員会委員 4 名及び補充員 4 名であります。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。（「動議」と呼ぶ者あり）

○1 番（阿部真一君） 私は、この際、動議を提出いたします。

別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法によることとし、議長において指名されるよう望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（堀本博行君） ただいま、1 番・阿部真一君から、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選の方法によることとし、議長において指名されたいとの動議が提出をされ、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、1 番・阿部真一君提出の動議は可決されました。

これより、議長において選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員に、伊藤博文さん、塩崎サツキさん、一万田尚子さん、久保恭友さ

ん、以上4名の方々を指名いたします。

次に、補充員に、藤内宜幸さん、小松良子さん、阿部留理子さん、吉本皓行さん、以上4名の方々を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにいたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、それぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることに御異議ありませんか。

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名をいたしました方々を、それぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とし、補充員の補充の順序は、指名順序のとおりとすることに決定をいたしました。

次に、日程第5により、議員提出議案第12号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書、及び議員提出議案第13号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書、以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第12号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（16番・黒木愛一郎君登壇）

○16番（黒木愛一郎君） 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなっているなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第12号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議員提出議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（9番・穴井宏二君登壇）

○9番（穴井宏二君） 議員提出議案第13号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

東日本大震災、熊本地震を初め、土砂災害、大水害等が、各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には、鳥取でも震度6弱の地震が発生している。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。
- 2 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
- 3 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
- 4 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように、避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第13号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成28年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成28年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会